



2026年2月4日

各 位

会 社 名 株式会社エルアイ一エイチ
(コード番号 5856 東証スタンダード市場)
代表者名 代表取締役社長 山口 和也
問合せ先 取締役 三浦 功
(TEL. 03-6458-6913)

(開示事項の経過)
元代表取締役に対する損害賠償請求訴訟の判決
及び特別利益の計上に関するお知らせ

当社は、2024年11月18日付「当社の元代表取締役福村康廣氏に対する損害賠償請求訴訟の提起に関するお知らせ2」にてお知らせしたとおり、元代表取締役である福村康廣氏に対し、損害賠償請求訴訟を提起しておりましたが、当該訴訟について判決が言い渡されました。また、本件訴訟に関し、損害賠償金の一部を差押えることにより当社への入金が確認され、2026年3月期第3四半期決算におきまして、連結業績における特別利益を計上する見込みとなりましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 判決が言い渡された裁判所及び年月日
 - (1) 裁判所 東京地方裁判所
 - (2) 判決言渡日 2025年2月4日

2. 判決の内容

本件訴訟において、当社が元代表取締役福村康廣氏に対して提起した下記の請求について、裁判所は当社の主位的請求（不法行為に基づく損害賠償請求）を全面的に認容する旨の判決を言い渡しました。

- (1) 取締役会の承認を経ない複数回の多数な出金行為に関する損害賠償請求

当社においては1件300万円を超える経費支出については取締役会の承認が必要であるところ、福村氏が、2024年3月期には34回（合計1億5,900万円）、2025年3月期（2024年6月までの時点）には2回（合計900万円）、当社の取締役会の承認を経ずに経費支出していた事実等に対して1億6,360万円及びこれに対応する弁護士費用1,636万円（合計1億7,996万円）並びにこれに対する令和6年（2024年）4月17日から支払い済みまで年3分の割合による遅延損害金の支払いを命じました。

- (2) その他

訴訟費用は全額被告（福村康廣氏）の負担とされました。また、この判決は仮に執行することができる旨も認められています。

3. 判決の理由概要

本件訴訟は、当社の元代表取締役であった福村康廣氏が、当社取締役会の承認を経ずに経費支出していた行為について、当社が不法行為に基づく損害賠償請求を行ったものです。

裁判所は、当社の主張を全面的に認め、当社の請求金額全額の支払いを命じる判決を言い渡しました。

4. 特別利益の計上

本件訴訟の判決に基づき、当社は福村氏に対し損害賠償金の支払いを求めましたが、支払いが行われなかつたため、同氏名義の銀行預金に対する差押えを実施しました。このたび、差し押された銀行預金の一部である5千万円について、当社への入金が確認されましたので、2026年2月13日開示予定の「2026年3月期第3四半期決算短信〔日本基準〕(連結)」に特別利益として計上する見込みとなりました。

5. 今後の見通し

当社としましては、裁判所により公正かつ妥当な判断が示されたと考えております。

本判決にもとづいて福村氏からの支払いを受けた場合、または、差押えにより当社への入金が確認できた場合には、さらに特別利益が発生する可能性がありますので、今後公表すべき事項が発生した場合には、速やかにお知らせいたします。

以上